

### 第3回農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和2年7月29日 午前9時00分
- 2 開催場所 五ヶ瀬町役場 議場
- 3 出席委員 10名
 

会長	1番	甲斐梅男	会長代理	2番	藤田忠義
農業委員	3番	藤木洋子	農業委員	4番	松本さとみ
農業委員	5番	黒木優子	農業委員	6番	渡邊 恵
農業委員	7番	飯干浩一	農業委員	8番	米倉浩幸
農業委員	9番	坂本建吾	農業委員	10番	太田保義
- 4 欠席委員 0名
- 5 議事内容
  - 議案第11号 会長、職務代理者選出について
  - 議案第12号 議席番号決定について
  - 議案第13号 郡農業委員会連絡協議会代議員の選出について
  - 議案第14号 農業委員会事務局職員の異動に伴う任免について
  - 議案第15号 農地法第3条の許可について
  - 議案第16号 農地法第4条の許可について
  - 議案第17号 農地法第5条の許可について
  - 議案第18号 非農地証明の承認について
  - 議案第19号 非農地判断の承認について

事務局長	<p>ただ今から第3回農業委員会を開催します。</p> <p>会次第1番の仮議長選出についてですが、本日は、任命後の初会ですので、仮議長を選出し議事に移りたいと思います。</p> <p>どなたか、仮議長に立候補される方はいらっしゃいますか。</p> <p>おられないようですので、あらかじめこちらでお願いしている方を選出してよろしいでしょうか。</p>
全員	意義なし。
事務局長	それでは事前をお願いしておりました、太田委員に仮議長をお願いします。
太田委員	<p>ただ今、承認いただきました太田です。よろしくお願ひいたします。</p> <p>議案第11号 会長、職務代理者選出について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第11号会長、職務代理者選出について説明します。</p> <p>今回、任期満了に伴う農業委員の改選がありましたので、現在、会長および職務代理者が不在となっております。</p> <p>農業委員会法では、農業委員会に会長を置き、会長は委員が互選した者をもって充てるとされています。また、会長が欠けたときは、委員が互選した者が、その職務を代理するとされています。</p> <p>先日開催した互選会により、会長に甲斐梅男委員、職務代理者に藤田忠義委員となっております。以上です。</p>
太田委員	<p>質問等あればお願いします。</p> <p>特にないでしょうか。</p> <p>それでは、互選の結果は会長に甲斐梅男委員、職務代理者に藤田忠義委員となっておりますが、承認される方は挙手をお願いします。</p>
全員	(全員挙手)

太田委員	<p>それでは議案第11号について承認とします。 会長が選任されましたので、ここで議長を交代いたします。 ありがとうございました。</p>
議長	<p>ただ今、会長となりました甲斐梅男です。よろしくお願ひいたします。 まず始めに、本日の議事録署名人に2番と3番の方を指名します。よろしくお願ひします。 それでは、議事に移りたいと思います。議案第12号農業委員議席番号の決定について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第12号議席番号決定についてですが、規則第7条において、議席はあらかじめくじで定めることとなっております。先日のくじ引きで決定した議席番号でお願いしたいと思います。以上です。</p>
議長	<p>これにつきまして意見等はないでしょうか。 ないようでしたら議決をとりたいと思います。 賛成の方は挙手をお願いします。</p>
全員	(全員挙手)
議長	<p>全員挙手により議案第12号について承認とします。 続きまして議案第13号郡農業委員会連絡協議会代議員の選出について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第13号郡農業委員会連絡協議会代議員の選出について説明いたします。農業委員会におきましては、西臼杵郡の組織としまして、西臼杵郡農業委員会連絡協議会が設置されています。そのため、郡の協議会に対し、町から会長及び副会長に加え、3人の代議員を選出し代議員会が行われております。大字ごとに一名ずつということで、こちらについても先日選出しております。大字三ヶ所地区から坂本建吾委員、大字桑野内地区から黒木優子委員、鞍岡地区から米倉浩幸委員となっております。以上です。</p>
議長	<p>これにつきまして意見等はないでしょうか。 ないようでしたら議決をとりたいと思います。 賛成の方は挙手をお願いします。</p>
全員	(全員挙手)
議長	<p>全員挙手により議案第13号について承認とします。 続きまして議案第14号農業委員会事務局職員の異動に伴う任免について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第14号農業委員会事務局職員の異動に伴う任免について説明いたします。農業委員会の事務局任免については、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により、農業委員会が行うこととなっております。しかし、町部局との都合上、農業委員会が総会を開催して職員の任免を議決し、かつ、町部局により辞令交付を行うことは無理があるため、農業委員会職員が異動する場合、その任免については、会長に一任することを承諾していただきたいと思ひます。農業委員会事務局職員の任免については、令和2年7月20日から令和5年7月19日までの3カ年に限り、会長にその任免を一任し、事後の総会において任免の内容を報告するものいたします。以上です。</p>
議長	<p>これにつきまして意見等はないでしょうか。 ないようでしたら議決をとりたいと思います。 賛成の方は挙手をお願いします。</p>
全員	(全員挙手)
議長	<p>全員挙手により議案第14号について承認とします。 続きまして議案第15号農地法第3条の許可について番号1案件について説明をお願いします。</p>
事務局	(議案第15号1番について説明)
議長	では、担当委員の説明をお願いします。
太田委員	<p>渡人の住所が宮崎市となっておりますが、元々は五ヶ瀬町に住んでおり、申請地については元々住んでいた住居の隣に位置しております。住居については今回の受人が一度住んでおりましたが、転居しており、現在は別の人が住んで</p>

	<p>おります。 特に問題ないかと思われまますのでよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>では、この案件に意見のある方はお願ひします。なければ議決を取りたいと思ひます。賛成委員の挙手をお願ひします。</p>
全員	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>では承認とします。続きまして、議案第15号2番について事務局より説明をお願ひします。</p>
事務局	<p>(議案第15号2番について説明)</p>
議長	<p>では、担当委員の説明をお願ひします。</p>
太田委員	<p>渡人について元は町内に住んでおりましたが昭和40年の入籍に伴ひ延岡に転居しており、その後昭和43年に残りの家族も延岡に転居しております。なお元の住居は現在は別の方が住んでおります。申請地については転居以降は親戚となる受人の父親が管理していたようで今回の売買に至ったようです。 特に問題ないかと思われまますのでよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>ではこの案件について質問のある方は挙手願ひます。</p>
松本委員	<p>当時に所有権移転を行っていなかったのでしょうか。</p>
太田委員	<p>そのようです。</p>
議長	<p>ほかにないでしょうか。特になければ議決を取りたいと思ひます。賛成委員の挙手をお願ひします。</p>
全員	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>では承認とします。続きまして、議案第15号3番について事務局の説明をお願ひします。</p>
事務局	<p>(議案第15号3番について説明)</p>
議長	<p>では、担当委員の説明をお願ひします。</p>
太田委員	<p>3番の案件は2番の案件とも関わっておりまして、受人は2番の案件と同じとなっております。2番の案件を協議している際に、2番の土地だと思っていた田が3番の渡人の土地ということが分かったようです。2番の渡人と3番の渡人は親戚であり、かなり昔に親戚同士で名義を変えずに農地の交換を行っていたようです。さらに、3番の申請地についても2番の案件と同様に受人の父親が管理していたため、3番の渡人の家族は2番の渡人の土地だと思っていたようです。 私と事務局から3番の渡人とその家族に状況を説明して家族全員が納得した上で了承をいただいておりますので、特に問題ないかと思われまます。</p>
議長	<p>では、この案件に意見のある方はお願ひします。なければ議決を取りたいと思ひます。賛成委員の挙手をお願ひします。</p>
全員	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>では承認とします。続きまして、議案第16号農地法第4条の許可について事務局より説明をお願ひします。</p>
事務局	<p>(議案第16号について説明)</p>
議長	<p>では、担当委員の説明をお願ひします。</p>
事務局	<p>本日は初会のため、担当委員がいませんので事務局から説明させていただきます。申請人につきましては、今年の5月まで延岡市に住んでおりましたが、昨年10月に申請人の現住所に住んでいた母親が亡くなったことに伴ひ、今年5月に現住所に転居しております。なお、住居や農地については資料では母の名前となっておりますが、今回の申請人に相続されております。資料の図面にある田については、今回の申請人が田の時期に延岡からきて耕作していたため、現在も田として利用されております。今回の申請地の畑についてですが、道路よりも一段高いところに位置しており人間が歩いて上がる道しかないためトラクター等の乗り入れができない状況にあり、現在耕作しておらず今後も耕作する予定がないことから、資材置場として利用したいとのことでした。周囲の状況ですが、申請地には山林と宅地と田が隣接しておりますが、田につい</p>

	ては1つは申請人のものがあり、もう1つは別の方の田が隣接しておりますがそちらはさらに1段高いところにありますので、今回資材置場として利用することに特に問題はないかと思われます。
議長	では、この案件に意見のある方はお願いします。なければ議決を取りたいと思います。賛成委員の挙手をお願いします。
全員	(全員挙手)
議長	では承認とします。続きまして、議案第17号農地法第5条の許可について事務局より説明をお願いします。
事務局	(議案第17号について説明)
議長	では担当委員の説明をお願いします。
太田委員	皆様ご存じだと思いますが、申請人が平成11年から申請地において事業所を営んでおります。なお、先ほどの議案第15号の2番の3条案件と渡人と受人が同じとなっております。現在も事業所として利用しているため、特に問題ないかと思われます。
事務局	追加説明をさせていただきます。平成11年に期限付きで5条案件として農業委員会にかかっております。その後事業所として利用しておりましたが、登記等は行っておらず、更新も行っておりませんでした。今回正式に売買を行うということですので追認申請となったところです。
議長	では、この案件に意見のある方はお願いします。
飯干委員	今までは賃借料を払っていたということでしょうか。
太田委員	そのとおりです。
議長	ほかにないでしょうか。特になければ議決を取りたいと思います。賛成委員の挙手をお願いします。
全員	(全員挙手)
議長	では承認とします。続きまして、議案第18号非農地証明の承認について事務局の説明をお願いします。
事務局	(議案第18号について説明)
議長	では担当委員の説明をお願いします。
黒木委員	申請人については役場職員のおばになります。平成7年に日向市に転居しております。墓参り等で五ヶ瀬にくることはあるとのことですが、耕作は行っておりません。申請地についてはまわりが山林に囲まれておまして、耕作していた当時は歩いていく道があったとのことでしたが、現在はその道もありません。非農地ということで問題ないかと思われます。
議長	では、この案件に意見のある方はお願いします。なければ議決を取りたいと思います。賛成委員の挙手をお願いします。
全員	(全員挙手)
議長	では承認とします。続きまして、議案第19号非農地判断について事務局より説明をお願いします。
事務局	(議案第19号について説明)
議長	では担当委員の説明をお願いします。
坂本委員	申請人については皆様ご存じだと思いますが林業を営んでおります。申請地については、地図からは分かりにくいのですが道よりも1段高いところに位置しており、機械等の乗り入れが難しい箇所となっております。写真のとおり耕作もされておられませんし、周りに農地がなく道と宅地の間にあるということもあり、非農地ということで特に問題ないかと思われます。
議長	ではこの案件について質問のある方は挙手願います。
飯干委員	会次第の事由の欄に農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なためとありますが、写真を見る限りまだ耕作できそうだと思います。非農地の判断基準として10年以上耕作してないという条件がありますが10年以上耕作してないようには見えないのですが。
事務局	非農地証明ということであれば条件として10年以上耕作していないとい

	う条件はありますが、今回は位置的に道路と宅地の中にあり、また機械の乗り入れが悪い場所であり、所有者が今後耕作する予定もないということで写真ではわかりづらいのですが、現場はもっと荒れていたため今回は非農地判断とさせていただきます。
松本委員	申請地については昨年か一昨年に議案としてかけられ申請人が取得した土地だと記憶しております。目的をもって土地を取得しているはずなのに今回の話となったのはなぜでしょうか。
議長	申請人は林業をしているため、山を買う際に申請地も含めてでないと売ってもらえなかったため、まとめて取得したのではないかと思います。仮にそうであれば申請地について今後農地として利用する意思がないため今回の話になったのではないかと考えられます。 ほかにないでしょうか。特になければ議決を取りたいと思います。賛成委員の挙手をお願いします。
全員	(全員挙手)
議長	では承認とします。本日の議事は以上です。その他として何かありますでしょうか。
太田委員	延岡市では宅地に付随する農地についての下限面積を 0.15 アールに下げたようであります。本町において、家は買ったけれども下限面積のしぼりがあるため家庭菜園として利用するための農地が買えないという意見を聞きます。下限面積を下げるということは検討してもらえないでしょうか。
事務局	調べて検討するようにいたします。
議長	他にないでしょうか。なければ終了いたします。
事務局長	以上を持ちまして、第3回五ヶ瀬町農業委員会を終了します。お疲れ様でした。

議事録署名人 \_\_\_\_\_

議事録署名人 \_\_\_\_\_